

議案第100号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 [略] <u>（住民基本台帳カードの交付手数料に関する特例）</u> 4 <u>別表第6項の規定にかかわらず、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に住民基本台帳カードの交付についての申請があった場合において、当該申請に係る交付の手数料は、徴収しない。</u> <u>（郵便等による住民基本台帳カードの交付についての申請時期）</u> 5 <u>前項に規定する申請が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりあった場合において、その郵便物又は同条第3項に規定する信書便物（以下この項において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその申請がされたものとみなす。</u></p>	<p>附 則 1～3 [略]</p>

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。